

2019年度

認定こども園 保育所 幼稚園等 利用案内

保育所や認定こども園などの利用を希望される方は「支給認定申請書(現況届)兼保育利用申込書」の提出が必要です。申請し、認定されたお子さんには「支給認定証」が交付されます。また、継続利用を希望される方は毎年1回「現況届」の提出が必要です。

【支給認定とは？】 支給認定は次の3つに区分されています。

区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> 幼稚園などで教育を希望する場合 <1号(教育)は、施設へ直接利用申込みを行い、自治体から支給認定を受けます。>	教育標準時間	幼稚園※ 認定こども園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> 保護者の就労等により <u>保育を必要とする</u> 場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> 保護者の就労等により <u>保育を必要とする</u> 場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※新制度へ移行していない幼稚園を利用する児童の申請は不要です。利用希望施設へお問合わせください。

◎地域型保育事業は町内では実施していません。

【保育所って？】

就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育をする施設です。

※内閣府HP よくわかる「子ども・子育て支援新制度」より引用



【認定こども園って？】

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

3から5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。

※内閣府HP よくわかる「子ども・子育て支援新制度」より引用

<1号(教育)が定員超過の場合、2・3号(保育)から1号(教育)への移行が難しい場合もあります。

1号(教育)の空き状況や給食費、延長料金等については、施設へお問合わせください。>

【保育を必要とする事由について】

保育を希望される方(2号・3号認定を受ける方)は、保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する必要があります。

- 就労している。(月48時間以上) ○ 保護者が病気あるいは心身に障害がある。
- 母親が出産前後である。 ○ 同居又は別居している親族の介護・看護をしている。(長期入院等含む)
- 災害復旧にあたっている。 ○ 求職活動中である。(起業準備含む)
- 就学している。(職業訓練等含む) ○ 虐待やDVのおそれがある。
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要である場合

※上記以外で、保育が必要な状況にある場合については、御相談ください。

【申請に必要な書類】 ※全ての書類をそろえてから申請してください。



①支給認定申請書(現況届)兼保育利用申込書

- ◆入所を希望する児童1人につき1部提出してください。
- ◆新規で利用を希望される方は、申込みの際に保護者及び利用希望児童の個人番号(マイナンバー)と保護者の本人確認ができる書類(運転免許証など)をお持ち下さい。
※現況届を提出される方(継続利用の方)は個人番号の記入は不要です。

②利用者負担額(保育料)決定に必要な書類

保育料は、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税額の合計により町が決定しています。ただし、**平成30年(2018年)1月1日又は平成31年(2019年)1月1日時点で、階上町に住所のない方**は、次の書類の提出が必要です。

提出する書類	入手先	提出が必要な方
平成30年度(平成31年度)特別徴収税額通知書	勤務先より配布	父・母・(祖父母など) ※所得がない方でも課税されていないことを証明する書類(非課税証明書等)が必要です。
平成30年度(平成31年度)町民税・県民税納税通知書	平成30(31)年1月1日現在の住所地から送付	
平成30年度(平成31年度)所得課税証明書	平成30(31)年1月1日現在の住所地から取得	

※申請書の個人番号記載欄に個人番号(マイナンバー)を記入いただいた場合は、上記の書類の提出を省略することができます。

③保育を必要とする事由を証明する書類(1号認定の方は不要です)

父母それぞれについて、該当する証明を提出してください。(保護者が祖父母などの場合は、その方の書類の提出が必要となります。)

保育を必要とする事由		提出書類
就 労	正社員・パートなど	就労証明書(ホームページより様式データの取得ができます)
	自営業(手伝い含む)	民生委員の意見書
	内職	就労証明書 もしくは 民生委員の意見書
出産前後		母子健康手帳の写し(出産予定日の記載があるページの写しが必要)
病気や障害のある方	病気やけが	診断書(保育できない記載があること)
	障害	次のいずれかの写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳、療育手帳 ・障害基礎年金の証書 など
介護・看護		介護等申立書 診断書または次のいずれかの書類の写しを添付 ・介護保険被保険者証(認定を受けたもの) ・障害者手帳 ・入院・施設利用の場合は、利用状況のわかるもの など
災害復旧		申立書
求職活動		求職申立書※1
就 学		在学証明書 職業訓練受講指示書 選考結果通知書 など(期間のわかるもの)

育児休業	兄弟の継続利用	就労証明書（育児休業期間が記載されており、就労先が発行しているものも可。）
------	---------	---------------------------------------

※1 求職申立書での利用期間は3か月です。期間内に就労証明書等の保育を必要とする事由を証明する書類を提出してください。

④世帯の状況を証明する書類

- ◆障害者（児）のいる世帯
身体障害者手帳・愛護手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳・障害基礎年金証書 等
 - ◆第3子以降3歳未満（2019年4月2日現在）のお子さんが入所する場合
保育料軽減に関する申立書（町様式）
 - ◆就学前の兄弟姉妹が認定を必要としない施設を利用している場合
在園証明書（利用している園の様式で可）
- ◎上記以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

【申請書の提出先は…？】

申請にかかる書類は、役場健康福祉課及び町内保育所・認定こども園にあります。

◆申請書類提出の締切(2019年4月1日から利用を希望するまたは継続入所を希望する場合)

- ①町内施設の利用を希望している方（2019年1月30日締切）
- ②町外施設の利用を希望している方（2019年1月17日締切）



【新年度より利用を希望される方へ】

➤申請の前に…

利用を希望する施設へ連絡して、お子さんと一緒に見学をしてください。説明をお聞きになった上で、申請されることをお勧めします。お子さんに食物アレルギーや発育上気になることがあるときは、見学の際に対応について施設へ御相談ください。

➤利用先が決まったら、申請書類を提出しましょう。

書類に不備がある場合は、申請書の受付ができないこともあります。不足書類のないよう確認し、締切までに提出してください。

★入所決定後の転園は、空き状況などにより希望する月に転園ができないこともあります。希望する施設の教育・保育方針や勤務先までのルート、施設の開設時間なども確認し、申込みをしてください。

◆年度途中の申請について

2019年4月2日以降に施設の利用を希望される方は、随時受け付けております。

- ・町内の施設利用を希望する場合は、利用を希望する月の前月20日まで
 - ・町外の施設利用を希望する場合は、利用を希望する月の前月10日まで
- に書類をそろえて健康福祉課へ提出してください。

◆申請後、決定までの期間に申請内容に変更がある場合は、速やかに健康福祉課で手続きしてください。

- ①保護者の状況に変更があった場合（勤務先の変更、勤務時間の変更など）
- ②婚姻・離婚・死亡などにより、保護者等に変更があった場合
- ③修正申告などにより市町村民税額に変更があった場合

- ④町外に転出した場合
- ⑤利用を変更したい場合 など

【支給認定を受けたら・・・】

支給認定申請書（現況届）兼保育利用申込書の提出後、審査したのち、支給認定証を交付します。（新年度からの利用につきましては、支給認定事務が集中し、審査に時間がかかりますので、交付までに時間を要します。あらかじめ御了承ください。継続入所で支給認定内容に変更の無い場合、支給認定証は交付されません。）支給認定証が届きましたら、次について御確認ください。

＜有効期限＞

有効期限は、基本的に1号認定・2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳になる前々日までです。3号認定は満3歳到達時に2号認定に変更されます。（手続きは不要）ただし、保育を必要とする事由を証明する書類に、有効期限等が記載されている場合はその期間に応じて有効期限が決定されることがあります。次の事由の場合は、状況により有効期限が異なります。有効期限以降も保育を必要とする場合は、支給認定を変更する手続きが必要となります。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期限
出産前後	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	90日を経過する日が属する月の末日まで
就学・職業訓練	保護者の卒業予定日または終了予定日が属する月の末日まで
育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄弟がいる場合 (兄弟の継続利用)	次のうち、いずれか短い期間まで <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業終了日 ・育児休業対象児が1歳6ヶ月に達する月の末日 ただし、翌年度に就学を控えているなどの場合は小学校就学前まで

＜保育必要量区分＞

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

保育標準時間⇒	延長保育 (別料金)	1日の利用可能時間 最長11時間	延長保育 (別料金)
保育短時間 ⇒	延長保育 (別料金)	1日の利用可能時間 最長8時間	延長保育 (別料金)

※開園時間や延長保育の時間は、各施設にお問い合わせください。

保育を必要とする事由によって、次の区分で施設を利用することになります。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
<ul style="list-style-type: none"> ・就労 ・親族の介護・看護 ・就学 	月120時間以上の就労 など	月48時間以上 120時間未満の就労 など ※月120時間以上でも希望がある場合は短時間を認定
<ul style="list-style-type: none"> ・出産前後 ・疾病 ・障害 ・災害復旧 	○	※希望がある場合は認定

<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職活動 ・ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄弟がいる 	×	○
--	---	---

※父母のどちらかが保育短時間に該当する場合、保育短時間での認定となります。

【保育利用(入所)決定までのながれについて】

《2号・3号認定》

①支給認定申請書（現況届）兼保育利用申込書の提出

★支給認定の申込みと同時に、保育利用申込みとなります。

②書類審査し、基準に基づく優先順位により利用調整を行います。（申込み順ではありません。）

★利用を希望する施設欄に記入してある施設への入所について審査します。

③入所決定通知書を郵送でお送りします。施設と利用の準備を進めてください。

★通知後に入所をやめる場合は、取下げの手続きが必要です。

※1号認定の新規利用者は町から支給認定証が交付されましたら、施設と利用の手続きを行ってください。

【こんなときはどうしたらいい？～入園後に必要な手続き～】

《支給認定証の内容に変更があるとき》

支給認定変更申請（届出）書に必要書類（2ページ参照）と支給認定証を添付して健康福祉課または町内の利用施設へ提出してください。（申請の翌月から変更となります。）

◆有効期限が切れるとき（保育必要事由が、妊娠、出産・求職活動・就学、職業訓練・育児休暇の場合）
→有効期限終了月の20日までに変更の手続きをしてください。

◆保育必要量を変更するとき

◆保育を必要とする事由が変更となったとき

◆支給認定区分を変更するとき

} すみやかに



《世帯状況などに変更があったとき》

状況に応じて書類を提出してください。

◆転居したとき → 支給認定変更申請（届出）書、支給認定証

◆転出、退園、支給認定の取消をするとき → 支給認定取消申請書（保育所等退所届）、支給認定証

◆ひとり親となったとき → 支給認定変更申請（届出）書、支給認定証

◆ひとり親だったが結婚したとき

→ 支給認定変更申請（届出）書、支給認定証、配偶者の就労証明書など、

配偶者が転入者の場合、配偶者の市町村民税額がわかるもの

◆同居者に変更があったとき（祖父母等と同居 など） → 支給認定変更申請（届出）書

※保護者の状況により保育料の算定において同居者の市町村民税額が合算されることがあります。

◆支給認定証を無くしたとき → 支給認定証再交付申請書

◆修正申告などにより市町村民税額が変更になったとき

→ 支給認定変更申請（届出）書、保護者が転入者の場合、修正後の市町村民税額がわかるもの
※正当な理由なく変更の手続きを行わないとき、または保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、認定を取り消す場合がありますので、変更があったときはすみやかに手続きしてください。

【産前産後休暇及び育児休業を取得している場合】

児童の保護者が産前産後休暇（以下「産休」）または育児休業（以下「育休」）を取得しているときは、職場に復帰する前に町内の保育園・認定こども園の利用を事前申込みしておくことができます。事前申込みができる方は次のとおりです。

- ◆児童の住民票が階上町にあり、町内の施設利用を希望していること。
→入所前に町外へ転出した場合は、取消しとなります。町内施設以外の事前申込みはできません。
- ◆保護者が産休または育休取得後に、休業前の職場に復帰することにより保育の必要性が認められること。
→産休及び育休中に退職したときは、取消しとなります。
- ◆入所日に児童が出生後2か月を経過しており、集団保育が可能であること。
→食物アレルギーや発育上気になることがあるときは、事前に利用希望施設へ御相談ください。

《手続きの流れ》

- ① 事前に利用を希望する施設へ連絡し、お子さんを連れて見学
- ② 「保育利用事前申込書」に就労証明書などを添えて健康福祉課へ提出（町内施設への提出は不可）
→父母分の就労証明書及び世帯の状況等を証明する書類が必要です。
- ③書類を審査し「内定通知書」または「不承諾通知書」を送付します。

◆内定通知書が届いたら…

入所日の前月20日までに2ページの書類を提出してください。
→必要書類が提出されない場合は、内定取消しとなります。

◆不承諾通知書が届いたら…

次のどちらかを選択し、手続きしてください。

○入所日を変更して再度事前申込みをする。

○事前申込みではなく、通常申込みをする。

→3ページの期限までに申込み手続きを行ってください。



《受付期間》

（入所希望日）

（受付期間）

2019年4月1日 → 通常申込み（3ページ参照）を行ってください。

2019年4月2日以降 → 入所を希望する月の3か月前の月末まで

例）2019年5月の入所を希望する場合は、2019年2月28日まで

《手続き上の注意》

- ◆施設の状況によっては事前申し込みができないことがあります。
- ◆事前申し込み後に産休または育休期間が変更となった場合は、変更後の就労証明書を提出してください。
- ◆申込みを取り下げる場合は取下げ書の提出が必要です。
- ◆内定後の転園や入所希望日の変更は、内定を取消し、変更後の内容で再度申込みとなります。

【利用者負担額(保育料)について】

保護者または世帯における市町村民税の課税状況をもとに、利用者負担額（以下「保育料」）を決定します。

◆保育料は、父母の市町村民税額の合計で算定されます。

ただし、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母など）が、父母やお子さんを扶養している場合や、その扶養義務者が自営業を営んでおり、父母がその事業の専従者となっている場合など、父母以外の扶養義務者が家計の主宰者と判断される場合は、その扶養義務者の市町村民税額を含めます。

◆保育料の算定期間は次のとおりです。

2019年4月～8月分（前期）・・・平成30年度市町村民税から算定

2019年9月～2020年3月分（後期）・・・平成31年度市町村民税から算定

★後期の保育料が前期の保育料から変更となる場合は通知します。

★2019年1月1日現在階上町に住所のない方は、平成31年度市町村民税額の分かるもの（課税証明書等）を2019年6月末までに提出してください。

※申請書の個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）を記入いただいた場合は、上記の書類の提出を省略することができます。

◆保育料の納付先は次のとおりです。

認定こども園を利用している方・・・直接施設に納付してください。

道仏保育園を利用している方・・・保育園に納付してください。

町外の保育園を利用している方・・・納付書をお送りしますので、納付期限までに納付してください。

◎お子さんの教育・保育に係る費用は、保護者が納付する保育料と利用施設に支払われる施設型給付費（税金）などでまかなわれています。

◎施設及び町で定める納付期限内に納付するよう努めてください。

◎修正申告などにより市町村民税額に変更があった場合は、利用開始日にさかのぼって利用者負担額が変更となります。修正申告などされましたら、すみやかに健康福祉課まで御連絡ください。

◎保育料は、父母の市町村民税額の合計で決定されます。確定申告期間内に申告を済ませてください。

【町内の施設】

（平成30年11月1日現在）

施設名	施設類型	定員	住所	連絡先
道仏保育園	保育所	2・3号：45名	道仏字向 17-3	89-2210
石鉢保育園	認定こども園	1号：15名 2・3号：120名	角柄折字柳下 6-15	88-3621
階上保育園	認定こども園	1号：15名 2・3号：60名	道仏字榊平 17-2	89-2302
はまゆり保育園	認定こども園	1号：15名 2・3号：90名	道仏字天当平 1-327	88-2101

【お問い合わせ】

階上町 健康福祉課 福祉グループ TEL：0178-88-2641



【(案)平成31年度 利用者負担額(保育料)】 ※平成30年11月1日現在

◆1号認定子ども

階層区分		保育料額
1	生活保護世帯	0
2	住民税非課税 (住民税所得割非課税含む)	0
3	住民税所得割 77,100円以下	(3,000) 10,100
4	住民税所得割 211,200円以下	15,600
5	住民税所得割 211,201円以上	21,100

①上表の保育料とは別に、施設が定める「給食費」などがかかります。
 ②小学校3年生までの範囲において最も年齢の高いお子さんから2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。
 ③第3階層の世帯は、子どもの年齢に関わらず上から2人目のお子さんは半額、3人目以降は無料となります。
 ④第3階層の世帯のうち、「ひとり親世帯」「在宅障害者(児)のいる世帯」については、上から1人目のお子さんは()内の金額、2人目以降のお子さんは無料となります。

◆2・3号認定子ども

階層区分		保育料額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	住民税額 非課税世帯	(0) 9,000	(0) 9,000	(0) 6,000	(0) 6,000
3-1	住民税均等割 のみ課税世帯	(8,000) 17,000	(7,900) 16,800	(6,000) 14,000	(6,000) 13,800
3-2	住民税所得割 48,600円未満	(9,000) 19,500	(9,000) 19,300	(6,000) 16,500	(6,000) 16,300
4-1	48,600円以上 57,000円未満	(9,000) 24,000	(9,000) 23,600	(6,000) 21,000	(6,000) 20,700
4-2	57,000円以上 63,000円未満	(9,000) 24,500	(9,000) 24,100	(6,000) 21,500	(6,000) 21,200
4-3	63,000円以上 75,000円未満	(9,000) 25,000	(9,000) 24,600	(6,000) 22,500	(6,000) 22,200
4-4	75,000円以上 97,000円未満	(9,000) 25,500	(9,000) 25,100	(6,000) 23,000	(6,000) 22,700
5-1	97,000円以上 111,000円未満	31,000	30,500	29,000	28,500
5-2	111,000円以上 125,000円未満	35,500	34,900	30,500	30,000
5-3	125,000円以上 149,000円未満	41,000	40,400	31,000	30,500
5-4	149,000円以上 169,000円未満	41,500	40,900	32,000	31,500
6-1	169,000円以上 195,000円未満	44,000	43,300	32,000	31,500
6-2	195,000円以上 301,000円未満	44,500	43,900	32,000	31,500
7	301,000円以上 397,000円未満	44,500	43,900	32,000	31,500
8	397,000円以上	44,500	43,900	32,000	31,500

①第2階層は子どもの年齢に関わらず、上から1人目のお子さんは基準額、2人目のお子さん以降は無料となります。また、「ひとり親世帯」「在宅障害者(児)のいる世帯」については、1人目のお子さんは()内の金額、2人目のお子さん以降は無料となります。

②第3-1階層から第4-2階層のうち、住民税所得割額が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢に関わらず上から1人目のお子さんは基準額、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

③第3-1階層から第4-4階層のうち、住民税額所得割額が77,101円未満の世帯で、「ひとり親世帯」「在宅障害者(児)のいる世帯」については、子どもの年齢に関わらず上から1人目のお子さんは()内の金額、2人目以降のお子さんは無料となります。

④第3-1階層から第8階層のうち、同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育園・幼稚園・認定こども園を利用または障害者通所施設などを利用している場合は、小学校就学前のお子さんから数えて最も年齢の高いお子さんを基準額、2番目に年齢の高いお子さんを半額とし、以降のお子さんは無料となります。

⑤上記②③④に該当しない第3子以降3歳未満のお子さんの保育料は、県の軽減事業に基づき上表より軽減されます。

※年度内に3歳の誕生日を迎えられた場合でも、保育料に変更はありません。



